ニチハ金属系外壁材の保証について

対象製品	メタルストライプU ※製品本体のみに限ります。(付属品は対象外とさせていただきます)
保証内容	●赤錆10年保証 赤錆の発生面積が、全施工面積の5%以下であること。 ※保証内容に抵触するか否かは、弊社が判断するものといたします。

■保証期間

保証期間は、施工完了日から上記年数といたします。なお、本保証に基づき補償が行われた場合でも保証期間の変更はありません。

■保証対象地域

鹿児島県の離島および沖縄県を除く日本国内に限ります。

■保証条件

(1)弊社が定める設計施工資料集(施工当時の最新版)に従い、純正又は推奨の部材を使用し、標準施工法で施工されている日本国内の木造軸組および木造枠組の物件。

(2)弊社ホームページに掲載する内容などに準じた適切な施工、および適切なメンテナンスがなされていること。また、建物は建築基準法や関連する法律に準じて建築されていること。

(3)不具合が発見されたとき、お施主様より速やかに住宅会社様に、その不具合について通知されていること。

(4)住宅会社様が、保証書発行申請書原本と弊社が発行した保証書を保管していること。

(5)不具合発見後直ちに、当該不具合が完全に補修されるまでの間、当該箇所以外に影響を及ぼさないように保護措置がとられていること。

(6)保証対象品が完全に補修されるまでの間、住宅会社様、施工関係業者様および弊社が当該不具合が発生した物件へ立ち入り、調査を行うことをお施主様に許諾いただけること。

■保証対象者

住宅会社様を対象とします。また保証対象者は、本保証書によって発生する権利義務の一部または全部を、第三者に譲渡し、引き受けさせ、あるいは担保の用に供することはできません。

■補償方法

保証内容に抵触する事態が生じた場合は、住宅会社様が保管している保証書および保証書発行申請書をご呈示いただいた上で、不具合が対象製品に起因することを弊社が認めることを条件に、不具合が生じた部分を限度として、不具合の発生していない部分と同程度に修復させるものとし、次のいずれかのうち、弊社が最も適切と判断した方法をもって対応します。

(1) 不具合部分の対象製品自体の補修。

(2) 不具合部分を対象とした代替製品の無償提供。

(3) 不具合部分を対象とした下記に査定する販売価格(※)に相当する金額の返金。

・施工後2年以内に発覚した不具合の場合、販売当時の販売価格を上限として弊社が査定する金額。

・施工後3年目以降保証期間満了までの間に発覚した不具合の場合、経過年数ごとに減額された製品査定額を上限として弊社が査定する金額。

※防水紙・シーリングなどの付属部材、胴縁下地、仮設足場および施工手間に相当する価格は除きます。

(4) その他、協議の上最も適当と判断した方法。

■免責事項

本保証は、通常の環境下で正常に使用された場合においてのみ適用されるものとし、下記に該当する場合は弊社では責任を負いかねますのでご了承ください。

(1)建物の立地、使用部位に関する事項

・海岸線から5km以内の地域での不具合。
・融雪剤・凍結防止剤・塩などによる塩害発生のおそれのある地域での不具合。
・特殊な環境下(温泉場、焼却炉付近、特殊ガス・熱・酸・アルカリを発する施設や工場付近、塩害地域、湖・河川などの周辺で常時しぶきがかかるような地域、煤煙および金属粉・石粉が堆積する地域、湿地帯、特殊な地盤の地域など)での不具合。
・伝い水の経路となる箇所での不具合。
・常に高温環境下にある加熱炉近傍での不具合。
・浴室など極端に湿気の多い場所での不具合。
・雨がかからないために、壁面に付着した汚染物質の洗浄が期待できない部位。

(2)施工・維持管理に関する事項

・弊社の商品カタログ、設計施工資料集、取扱説明書、ホームページなどに掲載された事項に反する、または遵守されない設計、保管、搬送、施工、維持管理による不具合。
・純正部材または推奨の部材を使用しなかった場合。
・防腐、防蟻などの化学薬品で処理された木材などと組み合わせ使用したことによる不具合。
・施工完了後の増改築や補修または設備機器、看板などの取り付け工事による不具合。
・タワシ・ブラシなど不適切な器具および薬品を用いた洗浄、または不適切な高圧洗浄による不具合。
・入居者(管理人を含む)又は第三者による維持管理不行き届き、または故意・過失による不具合。

(3)弊社の責に帰さない要因による現象

・建物・躯体・下地の構造の変形・変位による不具合。
・裏面側から内部結露の影響を受けたことによる不具合。
・他の構造物からのもらい錆、カビ・藻類などの生物汚れによる不具合。
・動物の排泄物の存在する箇所で発生した不具合。
・加工部、またはボルト・ナット・釘・ネジ、連結金具、異種金属との接触部およびその近傍に発生した不具合。
・釘部の錆や、加工時の切り粉などの付着物を、清掃または補修を行わず放置したために発生した不具合。
・天変地異、火災など不可抗力による災害により発生した不具合。
・施工後に外力によって発生した損傷。

(4)その他

・シーリング自体、現地塗装をした箇所、補修塗料を塗装した箇所の不具合。
・保証期間経過後に申し出があった、または保証期間内に発見したものでも、発見後一年以上申し出がなかった不具合。
・不具合を放置することによって生じた拡大損害。
・保証書または保証書発行申請書の原本を紛失した場合、あるいは保証書または保証書発行申請書に事実と異なる記載がある場合。
・施工当時実用化された技術では予測することが不可能な現象による不具合。
・その他弊社の責に帰さない不具合。

ニチハ金属系外壁材の保証について

対象製品	メタルシェードU（フッ素） ※製品本体のみに限ります。（付属品は対象外とさせていただきます）
保証内容	**●赤錆10年保証** 赤錆の発生面積が、全施工面積の5%以下であること。 ※保証内容に抵触するか否かは、弊社が判断するものといたします。 **●変色・褪色10年保証** 表面塗膜を目視で観察し、本体施工面に対して著しい変褪色（不均一な変褪色など）のないこと。 ※著しい塗膜の変褪色とは、自然劣化とは異なる著しい変褪色をしている状態で、建築後の年数を考慮しても社会通念上異常と判断される場合をいいます。 ※保証内容に抵触するか否かは、弊社が判断するものといたします。

■保証期間

保証期間は、施工完了日から上記年数といたします。なお、本保証に基づき補償が行われた場合でも保証期間の変更はありません。

■保証対象地域

鹿児島県の離島および沖縄県を除く日本国内に限ります。

■保証条件

（1）弊社が定める設計施工資料集（施工当時の最新版）に従い、純正又は推奨の部材を使用し、標準施工法で施工されている日本国内の木造軸組および木造枠組の物件。

（2）弊社ホームページに掲載する内容などに準じた適切な施工、および適切なメンテナンスがなされていること。また、建物は建築基準法や関連する法律に準じて建築されていること。

（3）不具合が発見されたとき、お施主様より速やかに住宅会社様に、その不具合について通知されていること。

（4）住宅会社様が、保証書発行申請書原本と弊社が発行した保証書を保管していること。

（5）不具合発見後直ちに、当該不具合が完全に補修されるまでの間、当該箇所以外に影響を及ぼさないように保護措置がとられていること。

（6）保証対象品が完全に補修されるまでの間、住宅会社様、施工関係業者様および弊社が当該不具合が発生した物件へ立ち入り、調査を行うことをお施主様に許諾いただけること。

■保証対象者

住宅会社様を対象とします。また保証対象者は、本保証書によって発生する権利義務の一部または全部を、第三者に譲渡し、引き受けさせ、あるいは担保の用に供することはできません。

■補償方法

保証内容に抵触する事態が生じた場合は、住宅会社様が保管している保証書および保証書発行申請書をご呈示いただいた上で、不具合が対象製品に起因することを弊社が認めることを条件に、不具合が生じた部分を限度として、不具合の発生していない部分と同程度に修復させるものとし、次のいずれかのうち、弊社が最も適切と判断した方法をもって対応します。

（1）不具合部分の対象製品自体の補修。

（2）不具合部分を対象とした代替製品の無償提供。

（3）不具合部分を対象とした下記に査定する販売価格（※）に相当する金額の返金。

・施工後2年以内に発覚した不具合の場合、販売当時の販売価格を上限として弊社が査定する金額。

・施工後3年目以降保証期間満了までの間に発覚した不具合の場合、経過年数ごとに減額された製品査定額を上限として弊社が査定する金額。

※防水紙・シーリングなどの付属部材、胴縁下地、仮設足場および施工手間に相当する価格は除きます。

（4）その他、協議の上最も適当と判断した方法。

■免責事項

本保証は、通常の環境下で正常に使用された場合においてのみ適用されるものとし、下記に該当する場合は弊社では責任を負いかねますのでご了承ください。

(1)建物の立地、使用部位に関する事項

・海岸線から5km以内の地域での不具合。
・融雪剤・凍結防止剤・塩などによる塩害発生のおそれのある地域での不具合。
・特殊な環境下(温泉場、焼却炉付近、特殊ガス・熱・酸・アルカリを発する施設や工場付近、塩害地域、湖・河川などの周辺で常時しぶきがかかるような地域、煤煙および金属粉・石粉が堆積する地域、湿地帯、特殊な地盤の地域など)での不具合。
・伝い水の経路となる箇所での不具合。
・常に高温環境下にある加熱炉近傍での不具合。
・浴室など極端に湿気の多い場所での不具合。
・雨がかからないために、壁面に付着した汚染物質の洗浄が期待できない部位。

(2)施工・維持管理に関する事項

・弊社の商品カタログ、設計施工資料集、取扱説明書、ホームページなどに掲載された事項に反する、または遵守されない設計、保管、搬送、施工、維持管理による不具合。
・純正部材または推奨の部材を使用しなかった場合。
・防腐、防蟻などの化学薬品で処理された木材などと組み合わせ使用したことによる不具合。
・施工完了後の増改築や補修または設備機器、看板などの取り付け工事による不具合。
・タワシ・ブラシなど不適切な器具および薬品を用いた洗浄、または不適切な高圧洗浄による不具合。
・入居者(管理人を含む)又は第三者による維持管理不行き届き、または故意・過失による不具合。

(3)弊社の責に帰さない要因による現象

・建物・躯体・下地の構造の変形・変位による不具合。
・裏面側から内部結露の影響を受けたことによる不具合。
・他の構造物からのもらい錆、カビ・藻類などの生物汚れによる不具合。
・動物の排泄物の存在する箇所で発生した不具合。
・加工部、またはボルト・ナット・釘・ネジ、連結金具、異種金属との接触部およびその近傍に発生した不具合。
・釘部の錆や、加工時の切り粉などの付着物を、清掃または補修を行わず放置したために発生した不具合。
・天変地異、火災など不可抗力による災害により発生した不具合。
・施工後に外力によって発生した損傷。

(4)その他

・シーリング自体、現地塗装をした箇所、補修塗料を塗装した箇所の不具合。
・保証期間経過後に申し出があった、または保証期間内に発見したものでも、発見後一年以上申し出がなかった不具合。
・不具合を放置することによって生じた拡大損害。
・保証書または保証書発行申請書の原本を紛失した場合、あるいは保証書または保証書発行申請書に事実と異なる記載がある場合。
・施工当時実用化された技術では予測することが不可能な現象による不具合。
・その他弊社の責に帰さない不具合。